

陸上交通様式第 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 匝瑳市地域公共交通活性化協議会
住 所 千葉県匝瑳市八日市場ハ 7 9 3 番地 2
代 表 者 氏 名 会長 勝又 繁

地域公共交通計画変更届出書

令和 6 年 9 月 2 6 日付け関交企第 7 7 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日
令和 7 年 4 月 1 日
- 変更箇所
地域公共交通確保維持事業に係る公共交通計画別紙及び表 1 の表記を以下のとおり変更する。
【変更前】 【変更後】
「千葉交通」 → 「京成バス千葉イースト」
- 変更理由
バス事業における営業力・採用力を強化するとともに、一体経営として変化に柔軟、迅速に対応していく体制の構築を図るために京成グループのバス事業会社を吸収合併および吸収分割により再編の上、商号を変更するため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和6年6月26日

(名称) 匝瑳市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
匝瑳市内では、鉄道（JR総武本線）や高速バス（京成バス・京成バス千葉イースト 銚子東京線）、路線バス（ジェイアールバス関東 多古本線）、タクシーが運行している。このほか、市がバス事業者（ジェイアールバス関東・京成バス千葉イースト）に市全域を網羅するように5路線運行を委託している市内循環バスやタクシー事業者（ササモト）に市内全域を北部・南部に分けて運行を委託しているデマンド型交通が運行している。 このうち、市内循環バス及びデマンド型交通は、高齢者の通院や学生の通学、買い物等の日常生活の交通手段として、生活に必要なものとして機能している。 そのため、地域公共交通確保維持事業により市内循環バス及びデマンド型交通の運行を行い、市民の生活交通手段を確保し、維持していくことが必要である。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
市内循環バス目標収支率 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環 8.9%（直近年度の実績4.3%） 椿海・豊和循環 8.0%（直近年度の実績7.3%） 市内循環バス目標利用者数 ※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載 豊栄・匝瑳循環1日の平均利用者数 25人（直近年度の実績13人） 椿海・豊和循環1日の平均利用者数 30人（直近年度の実績29人） デマンド型交通目標収支率 北部エリア 9.7%（直近年度の実績9.2%） 南部エリア 9.7%（直近年度の実績8.5%） デマンド型交通目標利用者数 北部エリア1日の平均利用者数 9人（直近年度の実績5.8人） 南部エリア1日の平均利用者数 9人（直近年度の実績5.4人） （匝瑳市地域公共交通計画 P90 参照）	
(2) 事業の効果	
市内循環バス及びデマンド型交通の運行により、高齢者等が日常生活を送る上で必要な地域内の移動手段を確保することができる。また、市内の生活交通ネットワークが連携することにより、効率的な公共交通体系が実現できる。	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
【交通結節点の機能強化】 - デマンド型交通の乗降ポイントに、匝瑳市の玄関口であるJR総武本線八日市場駅を設定し、高速バス、路線バス、市内循環バス、タクシー等の多様な交通手段相互の乗り換えが円滑に行えるようにする。（匝瑳市地域公共交通計画 P85 参照） 【運行情報提供の充実】 - デマンド型交通を含めた公共交通の市民の利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃等の運行内容を分かりやすく網羅的に記載した「公共交通マップ」を配布する。（匝瑳市地域公共交通計画 P87 参照） 【意識啓発を促す利用促進活動の展開】 - 公共交通マップ、市ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、利用促進に向けて広く市民に周知する。（匝瑳市地域公共交通計画 P88 参照）	

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
【市内循環バス】 運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。 業務委託料の総額28,600,646円（補助対象路線令和6年度概算）のうち、基本輸送費用（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の市内循環バスの運行に必要な経費とする。）から運賃収入額を差し引いた額とする。 なお、国の補助金が認定された場合は、上記の業務委託料から差し引くこととする。 【デマンド型交通】 運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。 業務委託料の額は、運行1日当たりの経費（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の匝瑳市デマンド型交通の運行に必要な経費とする。）の合計額に運行日数を掛けた総額18,379,478円（令和6年度概算）から運賃収入額を差し引いた額とする。 なお、国の補助金が認定された場合は、上記の業務委託料から差し引くこととする。 オペレーター業務については、匝瑳市と業務委託事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から業務委託事業者へ業務委託料を支払う。 業務委託料の額は、人件費、通信費、管理費、デマンド型交通システム（サーバ機器等賃借料）等の業務に必要な経費の合計額とする。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 利用者数や収支について、運行事業者からのデータ提供及び匝瑳市一般会計決算額から算出する。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年度 第1回 令和6年5月 7日（火） ・ 匝瑳市地域公共交通活性化協議会令和5年度決算報告について（承認済） 第2回 令和6年6月26日（水） ・ 地域間幹線系統確保維持計画（案）について（承認済） ・ 地域内フィーダー系統確保維持改善計画（案）について（承認済） ・ デマンド型交通の利用状況について（承認済） ・ 市内循環バス利用者アンケート調査について（承認済）
19. 利用者等の意見の反映状況
※ 匝瑳市地域公共交通計画策定時に、下記の調査を実施し、その結果等を踏まえて、当該計画を作成した。 ・ 公共交通に関する利用状況や利用意向、将来の方向性等について把握し、これからの公共交通のあり方を検討する上での基礎資料とするために、市民アンケート調査を実施した。（市内在住15歳以上の市民2,000人（無作為抽出）） ・ バスの乗客を対象とした市内循環バス利用者アンケート調査を実施した。 ・ 区長、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会を対象とし、中学校区（八日市場第一中学校区、八日市場第二中学校区及び野栄中学校区）ごとに、公共交通に関する課題・改善点に対する意見交換会を実施した。 ・ 交通事業者を対象に、利用特性や課題、利用者等からの意見・要望等を把握するため

のアンケート調査を実施した。

- ・ 関係団体（匝瑳市商工会、匝瑳市観光協会及び匝瑳市社会福祉協議会）を対象に、まちづくりを取り巻く問題点・課題や、公共交通との連携・協力の可能性、公共交通に対する意見・要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。
- ・ 主要公共施設（匝瑳市役所、野栄総合支所及び匝瑳市民病院）の利用者アンケート調査を実施した。

※ 市内循環バス（椿海・豊和循環）とデマンド型交通（北部エリア、南部エリア）は、旭市を運行しているが、主に匝瑳市の住民の生活交通として必要であり、また、旭市は費用負担をしておらず、地域内フィーダー系統確保維持事業の補助申請も行っていないため、交通計画に市内循環バス（椿海・豊和循環）とデマンド型交通（北部エリア、南部エリア）の位置付けは行っていない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2

（所 属）匝瑳市環境生活課市民協働班

（氏 名）米本 孝之

（電 話）0479-73-0088

（e-mail）k-shimin@city.sosa.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
匝瑳市	京成バス 千葉イースト	(1) 豊栄・匝瑳循環 1便	飯倉駅	市民病 院	八日市 場駅	18.1km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(2) 豊栄・匝瑳循環 2便	八日市 場駅	市民病 院	八日市 場駅	26.8km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(3) 豊栄・匝瑳循環 3便・5便	市役所	市民病 院	観光物 産セン ター	26.7km 循環	293日	586回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(4) 豊栄・匝瑳循環 4便	観光物 産セン ター	市民病 院	観光物 産セン ター	27.3km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(5) 豊栄・匝瑳循環 6便	八日市 場駅	市民病 院	飯倉駅	17.8km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
匝瑳市 ・旭市		(6) 椿海・豊和循環 1便	境橋	八日市 場駅	市民病院	25.0km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(7) 椿海・豊和循環 2便	八日市 場駅	市役所	市民病院	34.8km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(8) 椿海・豊和循環 3便	市役所	市民病 院	観光物 産セン ター	37.8km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(9) 椿海・豊和循環 4便	観光物 産セン ター	市役所	市民病院	35.0km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(10) 椿海・豊和循環 5便	市役所	八日市 場駅	観光物 産セン ター	34.5km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
		(11) 椿海・豊和循環 6便	市民病院	市役所	境橋	25.3km 循環	293日	293回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	
匝瑳市 ・旭市	有限会社 ササモト	(12) デマンド型交通 北部エリア		国道126号 以北の 匝瑳市内		往 km 復 km	293日	2,344回			区域運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	③
		(13) デマンド型交通 南部エリア		国道126号 以南の 匝瑳市内		往 km 復 km	293日	2,344回			区域運行	①	八日市場駅でジェイアールバス 関東の運行する地域間幹線系 統多古本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）の計画運行日数及び計画運行回数の積算根拠書類

【循環バス】

計画運行日数の計算

京成バス千葉イースト	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	合計
運行日数	26	24	24	23	22	25	25	24	25	26	25	24	293

●豊栄・匝瑳循環

(1) 1便	1日1回運行	293日	293回
(2) 2便	1日1回運行	293日	293回
(3) 3・5便	1日1回運行	293日	586回
(4) 4便	1日1回運行	293日	293回
(5) 6便	1日1回運行	293日	293回

●椿海・豊和循環

(6) 1便	1日1回運行	293日	293回
(7) 2便	1日1回運行	293日	293回
(8) 3便	1日1回運行	293日	293回
(9) 4便	1日1回運行	293日	293回
(10) 5便	1日1回運行	293日	293回
(11) 6便	1日1回運行	293日	293回